

岩手県告示第547号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業者の主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成28年6月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者			居宅介護事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
合同会社アライ ブコーポレーシ ョン	青森県八戸市城下一 丁目5番1号	青森県八戸市柏崎二 丁目2番6号 ソラ ーナ101号	かるまい訪問看護 ステーション	九戸郡軽米町軽米第8地 割字大軽米43番地	平成28年5月 14日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者			介護予防支援事業所		変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所在地	
	変更前	変更後			
合同会社アライ ブコーポレーシ ョン	青森県八戸市城下一 丁目5番1号	青森県八戸市柏崎二 丁目2番6号 ソラ ーナ101号	かるまい訪問看護 ステーション	九戸郡軽米町軽米第8地 割字大軽米43番地	平成28年5月 14日